

資料

<調査概要>

調査方法 全市町村に対する郵送によるアンケート調査

調査対象日 2014年9月1日

有効回答数 府下市町村 43 (全市町村)

大阪市区 24 (全行政区)

堺市区 7 (全行政区)

2014年度大阪府下市町村障害者と防災に関する自治体アンケート

2014年9月1日現在の状況をご記入ください。 MA項目は該当箇所すべてにマル印を入れてください。

自治体名		担当部署	
		電話番号	

1. 市町村地域防災計画等についておたずねします。

- (1) 災害対策基本法改正に対応し、市町村地域防災計画の改定をされる予定はありますか。新規項目
①改定済み、②改定作業中・完成(年 月頃), ③予定なし, ④その他()

- (2) 要配慮者または避難行動要支援者(以下「要配慮者等」)への防災マニュアルは作成していますか。
①作成済み, ②作成中・完成(年 月頃), ③予定なし, ④その他()
※作成されている場合のマニュアル名称()

【用語の定義について】

★避難行動要支援者とは、発災時等において自ら避難することが困難な者であって、避難行動要支援者名簿に掲載する者として市町村地域防災計画において定められた者。(法49条の10の①)
★要配慮者とは、災害時に限定せず一般に、特に配慮を要する者。(法8条②第15号)
★要配慮者または避難行動要支援者への防災マニュアルとは以下のようなマニュアルをさします。
・要配慮者・避難行動要支援者が、自ら発災に備えるとともに、発災時の行動の指針となるマニュアル。
・支援者が発災時に要配慮者や避難行動要支援者に対する救援活動等に役立てるためのマニュアル。

<以下、(3)～(5)は(2)で①または②と回答された自治体のみお答えください。>

- (3) 当該マニュアルが対象としている方は、どのような方ですか。(MA)
①高齢者, ②障害者, ③障害児, ④難病患者, ⑤妊娠婦, ⑥外国人, ⑦乳幼児
⑧その他()

- (4) 当該マニュアルの周知方法について教えてください。(MA)
①ホームページ, ②広報誌, ③民生委員・自治会役員を通して, ④直接郵送, ⑤周知しない,
⑦区長会・地元説明会, ⑥その他()

- (5) 当該マニュアルは誰が作成しましたか、または作成する予定ですか。(MA)
①防災担当のみで作成, ②福祉担当のみで作成, ③府内部課が連携して作成,
④社協等の民間機関も含めて作成、⑤障害者団体等当事者組織の参加を得て作成
⑥その他()

- (6) 要配慮者等への避難勧告・避難指示等の伝達はどのような方法で行われていますか。(MA)
①エリアメール, ②ホームページ, ③広報車, ④行政無線, ⑤地元FM放送, ⑥一斉送信FAX,
⑦個別FAX, ⑧電話, ⑨有線放送, ⑩訪問, ⑪自主防災組織, ⑫自治会, ⑬民生委員,
⑭その他()

2. 避難訓練についておたずねします。

- (1) 避難訓練への要配慮者等の参加状況を教えてください。
①参加している, ②参加していない, ③わからない, ④その他()

- (2) 要配慮者等が避難訓練に参加するための課題等についてお考えのことや、すでに実施している工夫等があればご記入ください。

3. 避難行動要支援者名簿についておたずねします。

- (1) 避難行動要支援者名簿(以下「名簿」)は作成していますか。
①作成済み, ②作成中・完成(年 月頃), ③作成する方向で検討中, ④予定なし
⑤その他()

★避難行動要支援者名簿とは、改正災害対策基本法(平成26年6月公布)第49条で規定する避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護する為に必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿

- (2) 名簿の作成方法、または作成予定方法は何ですか。下記の組み合わせについてお答えください。

ア・関係機関共有方式、イ・同意方式、ウ・手上げ方式

- ①アのみ、②イのみ、③ウのみ、④ア+イ、⑤ア+ウ、⑥イ+ウ、⑦ア+イ+ウ
⑧その他()

★「災害時要援護者の避難支援ガイドライン(平成18年3月)」が示す各々の定義は以下の通りです。

- ①関係機関共有方式／要援護者の同意を得ず要援護者等の情報を関係機関が共有する方式
②同意方式／関係部局・機関等が直接要援護者本人に働きかけ必要な情報を収集する方式
③手上げ方式／登録に係る広報周知の後に自ら名簿登載を希望した者の情報を収集する方式

- (3) 名簿の更新頻度についてお答えください。

- ①()ごとに定期的に更新, ②更新頻度は決まっていない, ③更新しない
④その他()

- (4) 名簿の更新方法についてお答えください。新規項目

- (5) 名簿策定の前提となる「要配慮者」について、どのように把握をされ(ようし)ていますか。新規項目

- ①避難行動要支援者以外に、特別に要配慮者について把握する予定はない
②独自に要配慮者に係る基準を設ける等、その把握に努めている

【把握対象(予定含む)の要配慮者の範囲】

- ③その他()

(6) 避難行動要支援者名簿の対象となる障害者・児の範囲と対象者数 (MA)

対象者の範囲(あてはまるものにマル印をつけてください)	
身体障害者	身体障害者手帳 1 , 2 , 3 , 4 , 5 , 6 , その他()
知的障害者	療育手帳 A , B1 , B2 , その他()
精神障害者	精神保健福祉手帳 1 , 2 , 3 , その他()
障害児	身体障害児, 知的障害児, 発達障害児, その他()
難病患者	特定疾患治療研究事業対象疾患 上記以外の疾患 ()
高齢者	介護保険 : 要支援1, 2 要介護1, 2, 3, 4, 5 その他() 介護保険未利用者 : ()歳以上 ()の世帯
その他	

(7) 2014年9月1日現在における、避難行動要支援者名簿の整備状況

身体障害者	人分	精神障害者	人分	難病患者	人分
知的障害者	人分	障害児	人分	高齢者	人分
その他・備考					
種別ごとの把握は行わず総数で把握					人分

(8) 通常時に名簿は誰が管理・保管していますか。(MA)

- ①防災担当部, ②福祉担当部, ③消防署, ④保健所, ⑤他の行政機関()
- ⑥自治会長等地域のリーダー, ⑦民生委員, ⑧校区福祉委員会,
- ⑨定められた支援者, ⑩その他の者(), ⑪未定

(9) 名簿の活用と避難支援行動等に係る「マニュアル」等は策定されていますか。〔新規項目〕

- ①作成済み, ②作成中・完成(年 月頃), ③作成する方向で検討中, ④予定なし
⑤その他()

(10) 発災時に要援護者名簿は誰が活用しますか。(MA)

- ①防災担当部, ②福祉担当部, ③消防署, ④保健所, ⑤他の行政機関()
- ⑥自治会長等地域のリーダー, ⑦民生委員, ⑧校区福祉委員会,
- ⑨定められた支援者, ⑩その他の者(), ⑪未定

(11) 上記以外に必要に応じて要援護者名簿は開示しますか。

- ①原則開示する, ②開示しない, ③未定, ④その他()

(12) 開示しない場合の理由は何ですか

4. 避難所についておたずねします。

(1) 避難所(収容避難所)のバリアフリー化等整備状況

整備事項	整備済か所数	未整備か所数	特記事項
道路↔玄関↔フロア等の段差解消	か所	か所	
エレベーター設置	か所	か所	
障害者用トイレの設置	か所	か所	
障害者用洗面所の設置	か所	か所	

★上記、収容避難所を以後の設問では一次避難所と称します。避難所の分類は下記の通りです。

- ①収容避難所／継続して救助を必要とする市民に対し、宿泊、給食等の生活機能を提供する。←質問対象
- ②広域避難所／大規模避難を要する際の十分な条件を有する公園や学校などの地域。
- ③一時避難所／一時的に避難できる広場、公園、空地。

(2) 一次避難所に要援護者に対応するための「福祉避難室」等の設置は予定されていますか。

- ①予定していない, ②予定している・整備予定か所数()か所, ③未定

★福祉避難室とは、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン(平成18年3月)」が示す要援護者に配慮したスペースの提供のことをさします。

(3) その他一次避難所における要援護者への配慮措置についてご記入ください。

5. 福祉避難所(要援護者対象の二次避難所)についておたずねします。

(1) 福祉避難所を指定していますか。

- ①指定していない, ②指定している, ③今後指定の予定, ④その他()

(2) 現在福祉避難所として指定している施設(協定締結施設等)はどのような施設ですか。(MA)

- ①公設福祉施設, ②福祉施設以外の公設施設(公民館、地域利用施設等)
- ③民間福祉施設, ④福祉施設以外の民間施設(旅館等), その他()

(3) 福祉避難所として指定を予定している施設(協定締結施設等)はどのような施設ですか。(MA)

- ①公設福祉施設, ②福祉施設以外の公設施設(公民館、地域利用施設等)
- ③民間福祉施設, ④福祉施設以外の民間施設(旅館等), その他()

(4) 福祉避難所の耐震補強は完了していますか。

- ①完了している, ②整備中または整備の計画あり()か所中()か所完了
- ③行政として特段の整備は行わない, ④その他()

(5) 福祉避難所の運営マニュアルは整備していますか。

- ①作成している, ②作成していない, ③作成中・予定・()年()月頃,
- ④その他()

(6) 2014年9月1日現在における福祉避難所の指定箇所数と収容人数

対象者	か所数	収容人数	特記事項
対象を指定	か所	人	
	障害者	か所	人
	身体障害者	か所	人
	知的障害者	か所	人
	精神障害者	か所	人
	障害児	か所	人
	難病患者	か所	人
	高齢者	か所	人
	妊産婦	か所	人
その他	か所	人	

(7) 福祉避難所の収容人員の基準(一人当たりのm²等)があればご記入ください。〈新規項目〉

(8) 福祉避難所の開設時期はいつですか。

- ①避難勧告発表時, ②避難指示発表時, ③一次避難所開設以降, ④その他()

(9) 要援護者への福祉避難所の周知はどのように行いますか。

- ①ホームページ, ②広報誌, ③民生委員・自治会役員を通して, ④直接郵送, ⑤周知しない,
⑥その他()

(10) 原則として福祉避難所への誘導は誰が行いますか。

- ①一次避難所配置担当者, ②二次避難所配置担当者, ③自分・家族で移動
④その他()

(11) 福祉避難所の運営責任者は決まっていますか。

- ①通常時の施設管理者, ②特別に配置された行政職員, ③地域自治会の役員
④民生委員, ⑤ボランティア, ⑥その他()

(12) 福祉避難所相互の連携・調整等の体制は整備できていますか。

- ①整備できている, ②整備中, ③整備できていない, ④整備の必要なし, ⑤その他()

(13) 福祉避難所の確保等に関して課題として感じられていること等があればご記入ください。〈新規項目〉

6. 障害者等要援護者の防災対策に関して考えておられることや課題についてご自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

★アンケートに添えてお願いしたいこと

○下記の資料等で公表できるものについてご返送いただければ幸いです。

- ①要配慮者等への防災マニュアル【質問項目1(2)～(5)関連】
②避難行動要支援者名簿の活用・避難支援行動に係るマニュアル【質問項目3(9)関連】
③福祉避難所指定協定書(ひな形)【質問項目5(2)～(3)関連】
④福祉避難所運営マニュアル【質問項目5(5)関連】

このアンケートについてのご質問・お問い合わせは下記までお願いいたします。

障害者(児)を守る全大阪連絡協議会 事務局

〒558-0011 大阪市住吉区苅田5-1-22 大阪障害者センター内

TEL 06-6697-9005 FAX 06-6697-9059

E-Mail shiomi-y@nifty.com

障害者と防災に関する自治体アンケート回答概要〈府下市町村〉

自治体名	担当部署	部署名	電話番号	改正予定	地域防災計画		要保護者防災マニュアル タイトル／その他	対象者
					最新計画作成時期	作成状況		
大阪市	危機管理室	06-6208-7380	改定作業中・26年11月	24年7月	済み	大阪市災害時要保護者避難支援計画(全体計画)	高齢者、障害者、妊産婦、外国人、乳幼児	
堺市	危機管理室防災担当	072-228-7805	改定作業中・24年12月	22年6月	済み	堺市災害時要保護者支援ガイドライン	高齢者、障害者、妊産婦、外国人、乳幼児	
能勢	消防防災課消防防災係	072-734-0001 内 592	改定作業中・完成未定	24年3月	済み	能勢町災害時要保護者避難支援プラン	高齢者、障害者、妊産婦、外国人、乳幼児	
豊能	総務部総務課	072-739-3413	改定作業中・27年1月	17年10月	済み	高齢者、障害者、妊産婦、外国人、乳幼児		
池田	市長公室危機管理課	072-754-6263	改定作業中・27年3月	作成中・26年3月	高齢者、障害者、妊産婦、外国人、その他の避難行動要支報者に該当される方			
箕面	総務市民安全政策課	072-724-6750	改定作業中・27年3月	25年6月	済み	避難所運営マニュアル(各避難所すべてで作成)	高齢者、障害者、妊産婦、外国人、その他の避難行動要支報者に該当される方	
豊中	危機管理室	06-6858-2086	改定作業中・27年3月	25年3月	予定なし			
茨木	総務部危機管理課	072-62-1617	改定作業中・27年3月	24年3月	その他	未着手時期未定		
高槻	総務部福祉健康福祉政策課	072-674-7314 072-674-7162	改定作業中・27年3月	24年3月	済み	災害時要保護者支援マニュアルⅡ	高齢者、障害者、妊産婦、外国人、乳幼児	
島本	総務部危機管理課	075-962-0380	改定作業中・26年11月	22年3月	予定なし			
吹田	総務部危機管理室	06-6344-1753	改定作業中・26年10月	19年3月	済み			
摂津	総務部防災管財課	06-6353-1325	改定作業中・27年3月	25年12月	他	枚方市地域防災計画		
枚方	福祉部総務課	072-841-1369	改定作業中・27年3月	19年9月	済み	福祉避難所ガイドライン、おりひめ文支え愛プロジェクト	高齢者、障害者、妊産婦、外国人、乳幼児	
交野	地域社会部安心課	072-892-0121	改定作業中・27年4月	19年9月	その他	作成中である避難所開設運営マニュアルの中に入記		
寝屋川	人・ふれあい部危機管理室	072-824-1181	検討中	26年9月	済み	福井市手引き	高齢者、障害者、妊産婦、外国人、乳幼児	
北河内	守口	危機管理課	06-6982-1221	改定済み	26年9月	要配慮者支援マニュアル	高齢者、障害者、妊産婦、外国人、乳幼児	
門真	総務部危機管理課	06-6902-5812	改定作業中・27年度中	2025年6月	作成中			
四條畷	地域振興室安全安心課	072-877-2121	改定作業中・26年12月	26年3月	検討中			
大東	政策推進部危機管理課	072-875-0211	改定作業中・26年12月	20年4月	他	安否確認実施マニュアル		

東大阪	危機管理室	06-4309-3130	改定作業中・27年3月	2026年9月	済み	災害からみんなのくらしきを守る支報者向けガイドブック	高齢者、障害者、妊産婦、外国人	
中河内	八尾	人権文化ふれあい部地域安全課	072-924-9870	改定作業中・完成未定	25年3月	済み	八尾市災害時要保護者支援プラン	高齢者、障害者、妊産婦、外国人、乳幼児
柏原	総務部危機管理課	072-972-1529	改定作業中・27年3月	2020年9月	作成中			
和泉	市長公室協同推進室危機管理担当	0725-9-8104	改定作業中・27年3月	17年3月	作成中	27年3月完成予定	高齢者、障害者、精神保健福祉手帳1級、要介護3、4、5級、施設入所者手帳A、精神保健福祉手帳1級、要介護3、4、5級、施設入所者以外)、その他会員のうち必要と認められる者	
泉北	高石	総務部危機管理課	072-265-1001	改定作業中・27年3月	24年8月	作成中	作成中	
泉大津	総合政策部危機管理課	0725-33-1131	改定作業中・27年度中	2022年1月	予定なし			
忠岡	町長公室自治防災課	0725-2-1122	改定作業中・27年3月	17年3月	その他	忠岡町防災ガイドマップ		
岸和田	危機管理部危機管理課	072-423-9437	改定済み	26年7月	作成中	27年3月完成予定 避難行動要支報者支援プラン	避難行動要支報者	
貝塚	都市政策部危機管理課	072-43-7392	改定済み	26年7月	作成済み	貝塚市要保護者避難支援計画(2011.3)	高齢者、障害者、妊産婦、外国人、乳幼児	
熊取	企画部危機管理課	072-452-9017	改定作業中・27年3月	26年3月	済み	災害時要保護者支援計画行動マニュアル	高齢者、障害者、妊産婦、外国人、乳幼児	
泉佐野	市長公室市民協同課	072-463-1212	改定作業中・28年3月	24年3月	予定なし			
泉南	田尻	危機管理対策プロジェクトチーム	072-466-5009	改定作業中・27年3月	20年度	作成中・27年1月 田尻町避難行動要支報者支援プラン(案)	高齢者、障害者、妊産婦、外国人、乳幼児	
泉南	総務部政策推進課危機管理係	072-479-3601	改定作業中・27年3月	13年度	作成中・27年年度			
阪南	市長公室危機管理課	072-471-5678	改定作業中・27年3月	18年3月	済み	災害時要保護者支援プラン	高齢者、障害者、妊産婦、外国人、乳幼児	
岬	街づくり聯絡室危機管理担当	072-492-2759	改定作業中・27年3月	17年3月	予定なし			
松原	総務部市民安全課	072-33-7-3151	改定作業中・27年3月	19年	他	松原市地域防災計画	高齢者、障害者、妊産婦、外国人	
羽曳野	市長公室危機管理係	072-958-1111	その他・平成27年度予定	19年4月	作成中			
藤井寺	都市整備部危機管理課	072-939-1190	改定作業中・27年3月	19年3月	済み	災害時要保護者安否確認等支援プラン	高齢者、障害者、妊産婦、外国人	
南河内	太子	生活環境安全環境グループ・福祉	0721-8-5525-5519	改定作業中・27年3月	19年1月	作成中・27年3月	高齢者、障害者、妊産婦、外国人、乳幼児	
河南	総合政策部危機管理室	0721-9-2500	改定作業中・27年3月	19年3月	検討中			
千早赤阪	総務部総務課	0721-7-0081	検討中	25年3月	その他	要保護者避難支援計画		
富田林	市長公室危機管理室、地域福祉課	0721-2-5-1000 内 421、288	改定作業中・26年1月	19年7月	作成中	災害時要保護者支援プランを改正予定		
大阪狭山	政策調整室危機管理グループ	072-366-0011	改定済み	26年9月	済み	府ガイドラインを受け作成(改正)予定		
河内長野	市長直轄危機管理室	0721-5-3-1111	改定済み	26年4月	済み	河内長野市避難行動要支報者支援プラン	高齢者、障害者、妊産婦、外国人、乳幼児、介護保険認定者	

障害者と防災に関する自治体アンケート回答概要〈府下市町村〉

自治体名	周知方法	作成方法	伝達・広報
大阪市	ホームページ	府内部課が連携して作成、ハブリックコメントを実施	エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、地元FM放送、自主防災組織
堺市	ホームページ	要援護者等当事者の意見も聴取し、防災担当部署・福祉担当部署が連携して作成	エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、一斉送信FAX、SNS
能勢	ホームページ、民生委員・自治会を通じて	福祉担当のみで作成	広報車、自主防災組織、自治会、民生委員
豊能	周知しない	福祉担当のみで作成	エアメール、ホームページ、広報車、自治会、民生委員、福祉担当
池田	検討中	府内部課が連携して作成	エアメール、ホームページ、広報車、自主防災組織、自治会
豊能	実面	地区防災委員会（小学校区ごとに自治会）、民生委員、PTA、消防担当のみで作成	エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、地元FM、防災マップ配布、障害者当事者からの意見聴取
豊中			エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、電話、訪問、自主防災組織、自治会、民生委員
茨木		府内部課が連携して作成、社協等の民間機関も含めて作成、モデル地区での取組を通じて、地域の福祉委員会や当事者団体の意見も聴取	エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、電話、訪問、自主防災組織、自治会、民生委員、SNS
高槻	ホームページ、広報誌、民生委員・自治会役員を通して、区長会・地元説明会、長所等の窓口	地区での取組を通じて、モデル地区での取組も含めて作成、モニタリング	エアメール、ホームページ、広報車、防災無線、行政無線、地元FM放送、自主防災組織、自治会、SNS
三島			ホームページ、広報車、電話、訪問、自主防災組織、自治会、民生委員
吹田			
摂津	周知しない	府内部課が連携して作成	エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自治会
枚方			
交野	民生委員、区長会・地元説明会	府内部課が連携して作成	エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、電話、訪問、自主防災組織、民生委員
寝屋川			
北河内	守口	防災担当のみで作成	エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、地元FM放送、自主防災組織、民生委員
和泉	周知しない		エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、地元FM放送、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビなど
忠岡			エアメール、広報車、行政無線、自主防災組織
岸和田	検討中	府内部課が連携して作成、社協等の民間機関も含めて作成、障がい者団体等当事者組織の参加を得て作成	エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、一斉送信FAX、個別FAX、自主防災組織
泉大津			エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自主防災組織、自治会、民生委員
泉高石			エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自主防災組織、自治会、民生委員
和泉	ホームページ、広報誌、民生委員・自治会役員を通じて、窓口等の窓口、登録制「すみメール」の活用等	府内部課が連携して作成、社協等の民間機関も含めて作成、障がい者団体等当事者組織の参加を得て作成	エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、地元FM放送、自主防災組織、自治会、民生委員
忠岡			エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、地元FM放送、自主防災組織、自治会、民生委員
岸和田	検討中	府内部課が連携して作成、社協等の民間機関も含めて作成	エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、一斉送信FAX、個別FAX、自主防災組織、自治会、民生委員
貝塚	ホームページ、役所等の窓口	社協等の民間機関も含めて作成	エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、地元FM放送、自主防災組織、自治会、民生委員
熊取	民生委員、説明会	福祉担当のみで作成	行政無線 民生委員
泉佐野			エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自主防災組織、自治会、民生委員
泉南	田尻	府内部課が連携して作成	エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自主防災組織、自治会、民生委員
泉南			エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、地元FM放送、テレビ、電話、防災組織、自治会、民生活委員
阪南	ホームページ	府内部課が連携して作成	エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自治会、民生委員
岬			エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、地元FM放送、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビなど
松原	ホームページ、広報誌	府内部課が連携して作成	エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、地元FM放送、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビなど
羽曳野	ホームページ、広報誌、民生委員	社協等の民間機関も含めて作成	エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、訪問、児者防災組織、自治会、民生委員、非難支援者から要援護者に声をかける
藤井寺	民生委員、区長会・地元説明会	社協等の民間機関も含めて作成	エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自主防災組織、自治会
南河内	太子	府内部課が連携して作成	エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自治会、民生委員
河南			エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自主防災組織、自治会、民生委員
千里赤阪			エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自治会、民生委員
富田林			エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自治会、民生委員
大阪狭山			エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自治会、民生委員
河内長野	ホームページ、区役所の窓口	社協等の民間機関も含めて作成	エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、電話、自主防災組織、自治会、民生委員

東大阪	民生委員	市社会福祉協議会ボランティアセンターが作成	エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、個別FAX、自主防災組織、自治会、SNS、聴覚障害者等への選択情報に關するFAX
中河内	八尾	検討中	エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、個別FAX、自主防災組織、自治会、SNS
柏原		防災担当及び福祉担当	エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、個別FAX、自主防災組織、自治会、SNS
和泉	高石	府内部課が連携して作成	エアメール、ホームページ、広報車、行政無線
忠岡		社協等の民間機関も含めて作成	エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、地元FM放送、自主防災組織、自治会、SNS、聴覚・知的障害者等への配慮、「いすみメール」、防災行政無線の活用用
岸和田	検討中	府内部課が連携して作成、社協等の民間機関も含めて作成、障がい者団体等当事者組織の参加を得て作成	エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、一斉送信FAX、個別FAX、自主防災組織
泉大津			エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自主防災組織、自治会、民生委員
泉高石			エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自主防災組織、自治会、民生委員
和泉	和泉	府内部課が連携して作成、社協等の民間機関も含めて作成	エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、地元FM放送、自主防災組織、自治会、民生委員
忠岡		社協等の民間機関も含めて作成	エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、地元FM放送、自主防災組織、自治会、民生委員
岸和田	検討中	府内部課が連携して作成、社協等の民間機関も含めて作成	エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、一斉送信FAX、個別FAX、自主防災組織、自治会、民生委員
貝塚	ホームページ、役所等の窓口	社協等の民間機関も含めて作成	エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、地元FM放送、自主防災組織、自治会、民生委員
熊取	民生委員、説明会	福祉担当のみで作成	行政無線 民生委員
泉佐野			エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自主防災組織、自治会、民生委員
泉南	田尻	府内部課が連携して作成	エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自主防災組織、自治会、民生委員
泉南			エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、地元FM放送、テレビ、電話、防災組織、自治会、民生活委員
阪南	ホームページ	府内部課が連携して作成	エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自治会、民生委員
岬			エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、地元FM放送、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビなど
松原	ホームページ、広報誌	府内部課が連携して作成	エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、地元FM放送、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビなど
羽曳野	ホームページ、広報誌、民生委員	社協等の民間機関も含めて作成	エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、訪問、児者防災組織、自治会、民生委員、非難支援者から要援護者に声をかける
藤井寺	民生委員、区長会・地元説明会	社協等の民間機関も含めて作成	エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自主防災組織、自治会
南河内	太子	府内部課が連携して作成	エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自治会、民生委員
河南			エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自主防災組織、自治会、民生委員
千里赤阪			エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自治会、民生委員
富田林			エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自治会、民生委員
大阪狭山			エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自治会、民生委員
河内長野	ホームページ、区役所の窓口	社協等の民間機関も含めて作成	エアメール、ホームページ、広報車、行政無線、電話、自主防災組織、自治会、民生委員

障害者と防災に関する自治体アンケート回答概要〈府下市町村〉

自治体名	要援護者の参加状況		避難訓練 要援護者参加への工夫	作成状況	避難行動要支援者名簿の作成 作成方式
	要援護者の参加状況	要援護者参加への工夫			
大阪市	參加している地域がある			作成済み	関係機関共有方式
堺市	わからぬ、 わからぬ	大規模災害時 の避難支援においては、これまでの災害の教訓から、直接、行政が避難支援を行なうことは誰もが想定する避難支援を実施する。また、地域住民等による避難支援が重要となります。また、地域住民等による避難支援について後悔を出し、要配慮者が、自らの活動に加入していなければなりません。要配慮者は、要配慮者の支援を進めます。そのため、要配慮者が、災害時 の避難支援にもなく日常生活からの自治会活動等の交流を通じて要配慮者を守めながら、災害時 の避難支援を行なうことがあります。行政においても、そのような地域コミュニティが運営されるように支援を行なっています。		関係機関共有方式(作成中・2015年度)	
能勢	訓練未実施			作成する方向で検討中	検討中
豊能				作成する方向で検討中	手上げ方式
池田	参加している			作成中・27年3月	関係機関共有方式+同意方式+手上げ方式
豊能 箕面	わからぬ	地区防災員会の構成団体である民生委員を通じて訓練参加を周知しています。		作成済み	関係機関共有方式
豊中	参加している	要配慮者が該当する方々に対する施設との連携が少なかったため、訓練の案内や周知ができない。また、一部の地域では、地域訓練の開催を聞き、要配慮者が、災害時 の警笛を高めるため、自宅から避難所への避難誘導訓練、学校体育館を使用した避難所開設・運営訓練への参加も呼び掛けている。			手上げ方式
茨木	わからぬ	要援護者を対象とした避難訓練については、行政をはじめ、地区民生活委員、地区福祉委員会、地区コミュニティや障がい者団体などの各団体と実施実績等に間にて検討を行なうとともに、要援護者の訓練参加を促すため、地域や団体等の声かけをお願いしている。		作成する方向で検討中	関係機関共有方式+同意方式+手上げ方式
高槻	参加している	地域との連携が大切。まずは日頃の交流から取り組む必要がある。		作成中・完成年月日未定	同意方式+手上げ方式
島本	参加していない			作成中・27年3月	関係機関共有方式
吹田	参加している	災害時 要援護者は参加していないが、車いすの方など災害時 要援護者を認定して避難訓練を行っている。		作成中・26年4月	関係機関共有方式+同意方式+手上げ方式
摂津	わからぬ	主催者から積極的に参加を進めようか主催方法をとっていない。		作成中・完成年月日未定	その他の要支援者手上げ、要支援者リストは今後同意の手続き予定
枚方	参加している状況はいろいろな たが具体的な把握は行なっていない。	登録されている高齢者等が避難訓練に参加することによって住民等の心配が予想されるため、地区として登録されている区役所や地域組織に対する働きかけを行なっている。		作成済み・26年3月	手上げ方式+同意方式+手上げ方式
交野	わからぬ	その他／市内24区のうち、参加している区と参加していない区がある。		作成中・27年3月	関係機関共有方式+同意方式+手上げ方式
寝屋川	参加している			作成中・27年3月	同意方式+手上げ方式
北河内	わからぬ			作成中・未定	関係機関共有方式+同意方式+手上げ方式
守口				作成中・完成年次未定	手上げ方式
門真	参加している	要配慮者の避難支援を行なう人が足りない。		作成済み・26年4月	関係機関共有方式
四條畷	参加している	要配慮者が自主防災訓練に参加したい旨を自治区長へ直接伝えてもらおうことが理想である		作成中・27年3月	関係機関共有方式+同意方式
大東		が、なかなか要援護者の方が積極的に行動されるケースは少ないと想定している。			

東大阪	参加している			開設せ以前より同様の内容の台帳を作成。以下当該台帳に基づく回答	
中河内	八尾			作成済み	手上げ方式
柏原	参加している	自主防災組織の訓練内容の1つとして実施		作成中	関係機関共有方式+手上げ方式
和泉	わからぬ	防災訓練への参加 자체がハンドルになってしまっているところが考えられる。今後は、支援者の共同実施の確認等、そして防災訓練への参加など、地域全体の防災意識の普及や啓発を図っていく必要があります。		作成済み・26年3月	災害対策基本法改正前から運用している「災害時安否確認制度」のデータと、福祉部局が名簿を作成した。これから、福祉部局が名簿記載者に同意をとり、平時活用の名簿を作成していく予定。
泉北	参加している			作成中・27年3月	検討中
泉大津	参加している	市が実施する津波避難訓練で車いすを使用した。避難行動要援護者の避難訓練を実施している。		作成中・27年3月	同意方式+手上げ方式
忠岡	わからぬ			作成済み・26年3月	手上げ方式
岸和田	参加している	自主防災組織に對し、車いすや担架、リアカーなど要配慮者の避難支援に必要な資器材の助成を行なっている。		平成17年より要援護者名簿を作成しており、現在策定中の支援プラン作成後に移行予定	関係機関共有方式+手上げ方式
貝塚	参加している			作成済み	同意方式+手上げ方式
熊取	わからぬ			作成済み	手上げ方式
泉佐野	わからぬ			作成中・26年12月	関係機関共有方式+手上げ方式
泉南	わからぬ			作成する方向で検討中	検討中
田尻	参加している	防災無線と合わせ、大阪府防災メールを活用し周知を実施する。		作成中・27年度	関係機関共有方式+手上げ方式
阪南	事前連絡をいただいている方のみ把握			作成中・27年4月	関係機関共有方式+手上げ方式
岬	参加している			作成する方向で検討中	関係機関共有方式
松原	参加している			その他／要援護者安否確認名簿はある	手上げ方式
羽曳野	参加している	各障害特性に応じた配慮が必要(手話通訳や一般住民の障害等についての理解)		作成済み	同意方式+手上げ方式
藤井寺	その他の参加状況を確認していない			その他・27年度作成予定	関係機関共有方式+手上げ方式
南河内	太子			作成中・27年3月	手上げ方式
河南	参加していない	地区長及び民生児童委員協議会等に訓練参加等の依頼		作成中・26年10月	関係機関共有方式+同意方式
千早赤阪	わからぬ	自主防災組織や地区に入会されている方の参加はあると思うが、入会されていない方の対応		作成済み／福祉関係課で作成	関係機関共有方式+同意方式+手上げ方式
富田林				作成中／策定済みの災害時要援護者台帳と緊急避難行動要支援者名簿の関係を確認中	関係機関共有方式+手上げ方式
大阪狭山	わからぬ			作成済み・26年9月	関係機関共有方式+手上げ方式
河内長野	参加している			作成中・26年12月	同意方式+手上げ方式

障害者と防災に関する自治体アンケート回答概要 <府下市町村>

自治体名	更新頻度	更新方法	要記述者の把握
大阪市	1年ごとに定期的に更新		
堺市	データ更新は年に4回。紙に印刷した名簿の更新は年1回。 ※同意方式分更新頻度は決まっていない。	対象者のデータを離がれ、介護、生民基本台帳等の各システムデータから名寄せ処理	避難行動要支援者以外予定なし
能勢 豊能			名簿作成にあたり関係部局と検討中
池田	半年ごとに定期更新	データベースについては半年ごとに更新、印刷台帳については1年ごとに更新	把握に努める／要介護3・4・5、身体障害1、2（通別者含めせず）、精神障害1、精神障害者、肢体手帳、75歳以上で構成される世帯要支援者の把握
豊能 箕面	3か月ごとに定期的に更新	関係機関から対象者どなり得る方の名簿提供を受け、対象者を集約し、各避難所の名簿を更新しています。	避難行動要支援者以外予定なし ※回答は「把握に努める」としてその対象を名簿対象としている
豊中	半年ごとに定期更新	新規登録および登録抹消について、書面で提出のあつた分については毎単位でデータ更新紙媒体の名簿については、6月と12月に最新データに更新	避難行動要支援者以外予定なし
茨木	定期的の更新予定だが頻度は未定	未定	避難行動要支援者以外予定なし
高槻	原則1月ごとに定期的に更新	関係機関共所有方式により、行政機関から該当者の情報を収集し、要支援者については一元化し作成。また、同意、手上げ方式によるものは随時、申請書の受付を行い、登録上記の更新に合わせて更新。	避難行動要支援者以外予定なし
三島	決まってない		
吹田	3か月ごとの更新を予定	更新ごとに名簿を全件出力予定	避難行動要支援者以外予定なし
枚方	半年ごとに定期更新	什器や関係各種の情報を集約	避難行動要支援者以外予定なし
交野	1年ごとに定期更新、要支援はひと月ごとに定期的に更新	要支援者は新規登録等住民票の確認、要支援は対象者リストの作成市内24区のほとんどの地区は事前調査（要配慮者）に名簿を収集し、要支援者は常に把握できる）を全市帯に実施して希望されれば要配慮者（名簿の登録を行う。毎年度末に情報を更新して更新している。	避難行動要支援者以外予定なし
寝屋川	26年度に更新	27年度以降毎月新規対象者に同意書記布後、リストを更新する	避難行動要支援者以外予定なし
北河内	守口	決まってない	システムを構築し定期的に更新を行う予定
門真	決まってない	府内関係課から最新の情報を集約し更新を行う	要配慮者についても希望者は手上げ方式で申し込みができるよう努める予定
四條畷	1年ごとに定期更新	福祉部局の各福祉サービスのシステムにより対象者の最新の情報を抽出する	避難行動要支援者以外予定なし
大東		名簿対象者の担当所管課から移動データをもらって更新をかける	未定

東大阪	1年ごとに定期更新	住民基本台帳と照合し、死亡、転居について情報を更新。また、監禁者やいじめ暮らし高齢者等新たに対象となった方や本人の申し出により割り勘現で搭載する方の情報を更新	把握に努める／災害発生時に自身の身を守るためにくい人のことで、要介護者（児）、要介護者、高齢者、難病患者、妊娠婦、日本語の理解が十分でない外国人等避難行動要支援者以外予定なし
中河内	八尾	把握に努める	
柏原	決まってない		
和泉	更新頻度は決まってない	福祉部局が担当。更新回数や更新に関するシステムの導入等は今後の課題	把握に努める／災害発生時に自身の身を守るためにくい人のことで、要介護者（児）、要介護者、高齢者、難病患者、妊娠婦、日本語の理解が十分でない外国人等避難行動要支援者以外予定なし
泉州	高石	検討中	把握に努める／災害発生時に自身の身を守るためにくい人のことで、要介護者（児）、要介護者、高齢者、難病患者、妊娠婦、日本語の理解が十分でない外国人等避難行動要支援者以外予定なし
忠岡	決まってない	把握に努める／災害発生時に自身の身を守るためにくい人のことで、要介護者（児）、要介護者、高齢者、難病患者、妊娠婦、日本語の理解が十分でない外国人等避難行動要支援者以外予定なし	把握に努める／災害発生時に自身の身を守るためにくい人のことで、要介護者（児）、要介護者、高齢者、難病患者、妊娠婦、日本語の理解が十分でない外国人等避難行動要支援者以外予定なし
岸和田	検討中	把握に努める／災害発生時に自身の身を守るためにくい人のことで、要介護者（児）、要介護者、高齢者、難病患者、妊娠婦、日本語の理解が十分でない外国人等避難行動要支援者以外予定なし	把握に努める／災害発生時に自身の身を守るためにくい人のことで、要介護者（児）、要介護者、高齢者、難病患者、妊娠婦、日本語の理解が十分でない外国人等避難行動要支援者以外予定なし
貝塚	年1回ごとに定期的に更新	新たに対象となる方に登録を働きかけ登録内を送付。転出、死亡に際しては、住民基本台帳情報をなどを取り込み年1回メンテナンスを行う	把握に努める／災害発生時に自身の身を守るためにくい人のことで、要介護者（児）、要介護者、高齢者、難病患者、妊娠婦、日本語の理解が十分でない外国人等避難行動要支援者以外予定なし
熊取	決まってない	変更の申請に基づいて行う。新規登録があればその都度行う。該当者で亡くなつた場合は変更などをを行う。	把握に努める／災害発生時に自身の身を守るためにくい人のことで、要介護者（児）、要介護者、高齢者、難病患者、妊娠婦、日本語の理解が十分でない外国人等避難行動要支援者以外予定なし
泉佐野	1週間に1回	行政情報を取り込みと日頃の見守り活動などの報告により更新	把握に努める／災害発生時に自身の身を守るためにくい人のことで、要介護者（児）、要介護者、高齢者、難病患者、妊娠婦、日本語の理解が十分でない外国人等避難行動要支援者以外予定なし
田尻		独自に要支援者に係る基準を設ける等、その把握に努めている	把握に努める／災害発生時に自身の身を守るためにくい人のことで、要介護者（児）、要介護者、高齢者、難病患者、妊娠婦、日本語の理解が十分でない外国人等避難行動要支援者以外予定なし
泉南	決まってない	把握に努める／災害発生時に自身の身を守るためにくい人のことで、要介護者（児）、要介護者、高齢者、難病患者、妊娠婦、日本語の理解が十分でない外国人等避難行動要支援者以外予定なし	把握に努める／災害発生時に自身の身を守るためにくい人のことで、要介護者（児）、要介護者、高齢者、難病患者、妊娠婦、日本語の理解が十分でない外国人等避難行動要支援者以外予定なし
阪南	1年ごとに定期更新	毎年3月末現在で対象者を抽出	把握に努める／災害発生時に自身の身を守るためにくい人のことで、要介護者（児）、要介護者、高齢者、難病患者、妊娠婦、日本語の理解が十分でない外国人等避難行動要支援者以外予定なし
岬	決まってない		把握に努める／災害発生時に自身の身を守るためにくい人のことで、要介護者（児）、要介護者、高齢者、難病患者、妊娠婦、日本語の理解が十分でない外国人等避難行動要支援者以外予定なし
松原	決まってない		把握に努める／災害発生時に自身の身を守るためにくい人のことで、要介護者（児）、要介護者、高齢者、難病患者、妊娠婦、日本語の理解が十分でない外国人等避難行動要支援者以外予定なし
羽曳野	決まってない	民生委員や町会役員より情報提供してもらい、申請していくだけ。行政で把握している情報（住基データ）で対象者を抽出し申告書を送付している。	把握に努める／災害発生時に自身の身を守るためにくい人のことで、要介護者（児）、要介護者、高齢者、難病患者、妊娠婦、日本語の理解が十分でない外国人等避難行動要支援者以外予定なし
藤井寺	未定	現在、地域防災計画に定めた対象者を管理するために新たなシステムの導入を検討している	把握に努める／災害発生時に自身の身を守るためにくい人のことで、要介護者（児）、要介護者、高齢者、難病患者、妊娠婦、日本語の理解が十分でない外国人等避難行動要支援者以外予定なし
南河内	太子	決まってない	把握に努める／災害発生時に自身の身を守るためにくい人のことで、要介護者（児）、要介護者、高齢者、難病患者、妊娠婦、日本語の理解が十分でない外国人等避難行動要支援者以外予定なし
河南	1年ごとに定期的に更新	同意方式	把握に努める／災害発生時に自身の身を守るためにくい人のことで、要介護者（児）、要介護者、高齢者、難病患者、妊娠婦、日本語の理解が十分でない外国人等避難行動要支援者以外予定なし
千早赤阪	未作成	住民登録情報（転居、死亡、転出）を確認し更新、登録者本人に対して3年程度ごとに郵送による登録情報の更新	把握に努める／介護保険における要介護認定を受けている者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、一人暮らし高齢者、高齢者等のみ世帯の者、65歳以上のひとり世帯、精神保健福祉手帳1級、介護保険要介護3、4、5
富田林	決まってない		把握に努める／介護保険における要介護認定を受けている者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、一人暮らし高齢者、高齢者等のみ世帯の者、日本語に不慣れな外国人、その他支援を必要とする者
大阪狭山	定期的に更新		把握に努める／避難行動要支援者名簿範囲に該当せず、自ら名簿の登録を希望する方を手上げ方式を用いて把握する
河内長野	半年～1年ごとに定期的に更新	住基情報や新規に手帳取得したなどの情報を基に更新する	